

公益社団法人日本動物病院協会 役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本動物病院協会（以下「この法人」という。）の定款第33条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、この法人を主な勤務先とする者で、週3日以上出勤する者をいう。
- (3)非常勤役員とは、常勤役員以外の役員で、この法人を主な勤務先とする者及びそれ以外の者の二種とする。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で規定する、報酬、賞与其他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、総会の決議により定める別表第1の年間報酬総額の範囲内で、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、理事が事務局職員を兼務するときは、役員報酬と職員給与に区分して支給する。この場合、役員としての報酬は、理事会への出席等その職務の遂行状況に応じて、定額を支給することとする。
- 3 非常勤役員の報酬は、この法人を主な勤務先とする者は月額制とし、それ以外の者には、理事会への出席等その都度、定額を支給することとする。
- 4 役員には賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員の報酬の上限は別表第2のとおりとする。

- 2 各々の役員の報酬額は、理事については理事会の決議により定め、監事については監事同士の協議により定めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員及び非常勤役員のうちこの法人を主な勤務先とする者の報酬は、毎月一定の定まった日に支給するものとする。それ以外の者には、理事会への出席等その都度支給する。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。

(公表)

第7条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本動物病院福祉協会の設立の登記の日から施行する。

別表第1 年間報酬総額

950 万円（うち理事 870 万円　うち監事 80 万円）

別表第2 役員の報酬の上限

- | | | |
|---------|----------------|---------------------|
| 1 常勤役員 | 事務局職員を兼務する理事 | |
| | 理事会への出席等の都度、一回 | 2 万円 |
| 2 非常勤役員 | この法人を主な勤務先とする者 | 報酬月額 20 万円 |
| | 上記以外の者 | 理事会への出席等の都度、一回 2 万円 |